

告 示

埼玉県告示第百五十号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により、特定非営利活動法人を設立しようとする者から次のとおり申請書が提出されたので、同条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る定款、役員名簿、設立趣旨書並びに設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び活動予算書を、申請書を受理した日から二月間、県民生活部共助社会づくり課及び埼玉県利根地域振興センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.saitamaken-npo.net/>）により縦覧に供する。

平成二十八年二月五日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 一 申請のあった年月日
平成二十八年一月二十九日
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人N—l i f e
- 三 代表者の氏名
櫻本 康洋
- 四 主たる事務所の所在地
埼玉県久喜市江面千九百九番地二
- 五 定款に記載された目的
この法人は、多くの刑務所受刑者や矯正施設入所者を対象として、環境や秩序を守るために労働者派遣事業という形で労働環境及び住居などを提供し、受刑者たちが不純な生活から抜け出せるように支援し、再犯のない国づくりに努め、その中で社会や地域の為に貢献することで人と社会の調和がとれた環境社会づくりに寄与することを目的とする。